

# 自治体における水質汚濁対策

2009. 3. 12

ひょうご環境創造協会 顧問  
小林 悦夫



## 水質汚濁防止法が施行される前の対策

- 水質二法(昭和33年・1958年)
  - 公共用水域の水質の保全に関する法律
  - 工場廃水の規制に関する法律
- 兵庫県公害防止条例(昭和40年・1958年)
  - 2級河川を中心に、河川別水質規制を行う。



## 水質汚濁防止法の施行

- 公害国会盛んな中、各種の公害防止関連法が成立する。
- 公害対策基本法が、1967年に公布
  - 環境基準の設定、水域当てはめ
- 水質汚濁防止法が1970年に公布
  - 規制基準として、一律排水基準が設定される。
  - 条例により、水域ごとの上乘せ排水基準が定められる。



## 生活排水対策

- 汚濁負荷量の変遷
  - 法規制により、産業排水の汚濁負荷が減少し、汚濁の比重が工場排水から生活排水へ移動
- 対策の重点
  - その結果、汚濁防止対策の重点も、工場排水規制から生活排水対策へ移動
- 公共下水道整備
- 農業集落排水処理



## 瀬戸内海的环境保全

- 赤潮の大量発生とハマチの大量へい死
- 瀬戸内海環境保全知事・市長会議の活動
- 瀬戸内海環境保全臨時措置法  
昭和48年(1973年)に議員提案により成立
- 埋め立て規制  
瀬戸内海法の特徴としては、埋め立て抑制と特定施設の設置許可性、水質の総量規制制度である



## 瀬戸内海の創生

- 瀬戸内海における新たな動き  
瀬戸内海環境保全知事・市長会議が、中心となって、瀬戸内海再生法の制定に向けての活動が活発化している。
- 自然破壊から自然再生  
近代、特に戦後の過剰な開発(埋立、地形改変等)等に伴い、沿岸域で藻場・干潟等の浅場環境を喪失することにより、沿岸生態系が劣化してきた。更に近年経済的要因も加わり、荒廃の危機。  
「物質循環」、「生態系」、「ふれ合い」は里海により保全・再生される主要な効果であり、さらに里海という場を成立させる「場」と「主体」によって、里海は構成されている。



## 「里海(さとうみ)」とは？

1998年に柳 哲雄教授が「**人手が加わることにより、生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域**」と定義。

里海を実現するためには、

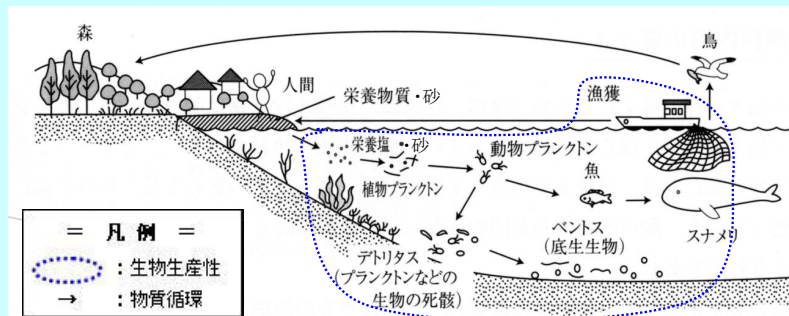
「**太く・長く・滑らかな物質循環**」の実現が必要。

そのためには

- ①山に発し海に至る**流域全体の環境管理の一体的な実施** と
- ②食物連鎖の高位の魚類も含めた、**きちんとした海洋生物資源管理** が必要

(参考文献)  
柳哲雄著「里海論」

7

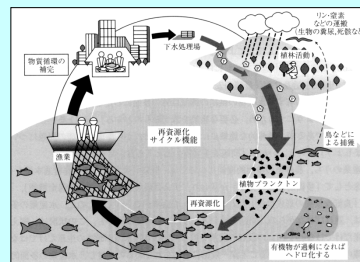


沿岸域における栄養物質の循環(柳)

太く・長く・滑らかな物質循環のイメージ

・健全な物質循環系を維持し環境を保全するためには、沿岸域の健全な水産業の営みが重要 (松田 治名誉教授)

(参考文献)  
瀬戸内海研究会編「瀬戸内海を里海に」



水産の多面的機能(物質循環の補完機能)

「水産業・漁村の多面的機能」水産庁